

国立大学法人愛知教育大学と公益財団法人学習情報研究センターとの相互連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と公益財団法人学習情報研究センター（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、教育情報化の推進を目的とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が ICT を含む先端技術の活用等を通じて教育・研究等の分野で協力し、各種教育課題の解決に資するとともに、SDGs や超スマート社会に対応した学校・教育現場の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する相互連携にかかる事項（以下「連携事項」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究プロジェクトを共同で推進すること
- (2) 先端技術を活用した教育環境の整備に関するここと
- (3) その他必要と認める事項

（連携方法）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を実施するために必要な連絡調整を行う。

（経費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定の定めにない事項、またはこの本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月15日

（甲） 国立大学法人愛知教育大学長

野田 敦敬

（乙） 公益財団法人学習情報研究センター 理事長

辻村 哲夫